

## 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（略称：公害防止組織整備法、公害防止管理者法）

（昭和 46 年法律第 107 号）（令和 4 年法律第 68 号による改正）（令和 7 年 6 月 1 日施行）

e-Gov（法）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000107\\_20250601\\_504AC0000000068](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000107_20250601_504AC0000000068)

e-Gov（施行令）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000264\\_20231201\\_505C00000000344](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000264_20231201_505C00000000344)（令和 5 年政令第 344 号による改正）

e-Gov（施行規則）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50010d40003\\_20201228\\_502M60001f40002](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50010d40003_20201228_502M60001f40002)

（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号による改正）

環境省 HP（法令・告示・通達）：<https://www.env.go.jp/hourei/17/index.html>

経済産業省 HP：[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyokeiei/kougaiouboushi/index01.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougaiouboushi/index01.html)

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p79。

この法律は、工場に大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の特定施設を設置したり、工場から一定量以上の排ガスや排水を排出したりすると**特定事業者**として適用されます。適用される要件及び選任すべき者は、「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p80 表Ⅱ-1-69「印刷関連の主な特定工場」にまとめられています。また、**チェック用エクセル**でも確認できます。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。	目的
第 3 条第 1 項	（公害防止統括者の選任） 特定工場 <sup>解釈上の注釈 1</sup> を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、主務省令 <sup>解釈上の注釈 2</sup> で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務 <sup>解釈上の注釈 3</sup> を統括管理する者（以下「公害防止統括者」という。）を選任しなければならない。ただし、特定事業者が政令 <sup>解釈上の注釈 4</sup> で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。 （解釈上の注釈 1）「特定工場」は法第 2 条で定義。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法等の特定施設を設置している工場。「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p80 表Ⅱ-1-69「印刷関連の主な特定工場」参照。 （解釈上の注釈 2）施行規則第 2 条。「公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から 30 日以内にしなければならない」と規定。 （解釈上の注釈 3）引用省略。 （解釈上の注釈 4）施行規則第 6 条。「常時使用する従業員の数が 20 人以下であること」と規定。	義務 （30 万円以下の罰金）
第 3 条第 3 項	<b>特定事業者</b> は、公害防止統括者を選任したときは、その日から 30 日以内に、主務省令 <sup>解釈上の注釈 5</sup> で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。公害防止統括者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。 （解釈上の注釈 5）施行規則第 4 条。施行規則様式第一による届出書と規定。	義務 （20 万円以下の罰金）
第 4 条第 1 項	（公害防止管理者の選任） <b>特定事業者</b> は、主務省令 <sup>解釈上の注釈 6</sup> で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務 <sup>解釈上の注釈 7</sup> を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）を選任しなければならない。この場合において、第 2 条第 1 号 <sup>解釈上の注釈 8</sup> 又は第 2 号 <sup>解釈上の注釈 9</sup> の特定工場にあつては、政令 <sup>解釈上の注釈 10</sup> で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。	義務 （30 万円以下の罰金）